

箕面市指定地域密着型サービス事業者募集要項

令和8年（2026年）6月
箕面市福祉部広域福祉課

目次

1. 公募の趣旨	P 1
2. 公募する事業内容	P 1
3. 事業開始（開設）期限	P 1
4. 応募資格	P 1
5. 応募にかかる遵守事項	P 2
6. 参考情報（市補助金制度）	P 3
7. 選定手続き	P 4
8. その他	P 6
9. 担当窓口	P 7

1. 公募の趣旨

箕面市では、高齢者が住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目的として、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「第9期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法に定める地域密着型サービス事業を新たに整備・運営する事業者を公募により選定する。

2. 公募する事業内容

	事業種別	募集数	整備区域
①	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所（登録定員29人）	市内全域
②	認知症対応型共同生活介護（*1）	2事業所（*2）	（*3）

（*1）介護予防を含む。

（*2）1施設あたり3ユニット（定員27人、1ユニット9人）を上限とする。

既存の認知症対応型共同生活介護事業所の増床も可。

（*3）②については、整備数が少ない圏域を優先する。各圏域毎の整備状況は別紙「認知症対応型共同生活介護サービス基盤の整備状況(令和8年5月末現在)」を参照のこと。

3. 事業開始（開設）期限

事業者と箕面市担当課で協議を行う（可能な限りの早期の開設を目指す）

4. 応募資格

（1）応募資格

高齢者の保健福祉に対し、熱意と理解をもって、介護を必要とする高齢者やその家族などの多様なニーズへの対応を的確に実行でき、長期的に安定した運営が可能であって、以下の要件のうちいずれかを満たすものであること。

- ① 介護保険法に基づく居宅介護サービス等の運営実績が3年以上あり、自ら事業を運営する、既設の法人
- ② 看護小規模多機能型居宅介護については、①の要件を満たすもの、または病床を有する診療所を開設しているもの

(2) 欠格事項

- ① 介護保険法第78条の2第4項又は第115条の12第2項に該当するもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるもの（それらの利益となる活動を行うもの）
- ③ 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当し、諸官庁の監査等において、直近3年間に重大な指摘（指定の一部効力停止3月以上の処分）を受けたもの
- ④ 直近3年間に於いて、法人税、消費税及び地方消費税等の公租公課を滞納しているもの
- ⑤ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受け、是正・改善がなされていないもの
- ⑥ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っているもの

5. 応募にかかる遵守事項

(1) 基本的事項

- ① 利用者は原則、箕面市民で箕面市介護保険被保険者であること
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する運営推進会議を確実に設置すること。運営推進会議は、利用者の家族や地域住民の代表者、行政関係者等で構成し、概ね2月に1回実地で開催すること
- ③ 事業計画等について、整備予定地の自治会、近隣住民等関係者等に対して十分な説明を行うこと
- ④ 事業者は、行政機関から報告の求めがあった場合、また指導・助言を受けた場合は、それらに誠実に対応すること
- ⑤ 利用者に対し、政治・宗教活動、その他勧誘を行わないこと

(2) 他のサービス事業所・施設等と併設する場合に以下の条件を満たしていること

- ① 併設する事業所等についても指定基準等を満たし、別途指定を受けること
- ② 今回公募の2事業を併設する計画で応募する場合でも、それぞれ事業ごとに応募すること

(3) 次に掲げる法令、通達及び基準等を遵守すること

- ・ 介護保険法、老人福祉法
- ・ 箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

- ・箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ・その他本公募に係る法令、通達及び基準等

(4) 施設を整備する土地・建物について以下の条件を満たしていること

- ① 整備予定の施設の所在が市街化調整区域、土砂災害防止法による指定の法定特別警戒区域及び法定警戒区域、浸水害の危険区域以外であること
- ② 土地・建物について、事業者が所有している、または賃借しており、次の条件を満たしていること

(ア) 事業者の所有の場合

- ・所有権の登記が済んでおり、共有名義でないこと
- ・当該施設整備以外の目的による抵当権又は根抵当権が設定されていないこと

(イ) 使用賃借の場合

- ・開設する事業所の長期的・安定的な運営が確保できる期間（認知症対応型共同生活介護においては、原則30年以上）の土地・建物賃貸借契約（更新条項付）が行われていること又はその条件が確約されていること（補助金を活用する場合は、当該補助金にかかる建物の財産処分制限期間以上の借地権、建物賃借権の存続期間を有していること）
- ・転賃借でないこと
- ・本事業計画以外の目的による抵当権や、事業所の存続の支障となり得る権利設定がない、または抵当権等の設定がある場合であっても、その権利の抹消が確実であること

(5) 本市関係部署と事前調整を行うこと

都市計画法、建築基準法、消防法、箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）等の基準を満たしているか、事前に本市の関係部署と確認・相談を行うこと。

6. 参考情報（市補助金制度）

- ・本市では、「箕面市地域密着型サービス拠点整備費補助金交付要綱」に基づく、事業所の整備等に要する経費を補助する制度がある。
- ・活用の意向がある場合は、「様式1 箕面市指定地域密着型サービス事業者申込書・誓約書」の「別紙1 事業所の概要」にその旨を記載すること。
- ・ただし、本制度は、大阪府補助金を活用していることから、本市及び大阪府の予算が確保され、大阪府の交付要綱に基づき本市が策定した各事業計画等が認められた

場合に限り交付されるものである。したがって、本公募により選定されたことをもって補助金の交付を確約するものではないことに留意すること。

- ・また、補助金を使用し、施設整備や物品購入等の契約を行う場合は、一般競争入札に付すなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

<参考>令和8年度補助金単価（上限）

		地域密着型サービス等 整備補助事業	施設開設準備経費等 支援事業
①	看護小規模多機能型居宅介護	41,500 千円／施設数	1,036 千円×(宿泊)定員数
②	認知症対応型共同生活介護		

「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」に基づく。

7. 選定手続き

- ・市の「選考会議」の審査により選定する。
- ・審査は、応募者によるプレゼンテーションおよび提出された応募書類に基づくヒアリングを通じて採点を行い、事業候補者を選定する。

(1) 審査について

① 募集要項及び審査にかかる応募書類の配布

- 配布期間：令和8年6月15日（月）から令和8年8月28日（金）まで
- 入手方法：市ホームページからダウンロード（窓口配布はしない。）
(<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/chiikimiccyaku/koubo.html>)

② 審査にかかる質疑・回答

- 受付期間：令和8年7月22日（水）から令和8年7月24日（金）まで
- 提出方法：上記 URL にある「質問票」（様式17）を箕面市福祉部広域福祉課（9. 担当窓口のアドレス参照）あて電子メールで提出。
メール送信後、必ず担当に到着確認の電話を入れること。
（午前9時から午後5時の間に入電すること）
なお、電話・窓口等での口頭での質疑は一切受け付けない。
- 回 答：令和8年8月3日（月）に市ホームページにおいて公表予定。

③ 審査にかかる応募書類の受付

- 受付期間：令和8年8月26日（水）から令和8年8月28日（金）まで

- 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- 受付場所：箕面市萱野 5 丁目 8 番 1 号（箕面市立総合保健福祉センター内）
箕面市福祉部広域福祉課 地域密着・総合事業係
- 提出方法：事前に連絡の上、持参すること（郵送不可）。
なお、提出時における質問は、一切受け付けない。
- 提出部数：応募書類 1 2 部（原本 1 部・写し 1 1 部）

④ 審査にかかる応募書類

別添「応募書類チェックリスト」を参照

⑤ 審査にかかる基準及び選定方法

- ・ 別紙「評価基準（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）」に基づき、法人の財務体質や事業の提案内容等を審査する。
- ・ 市において選定会議を設け、応募者からのプレゼンテーション及び提出された応募書類をもとにヒアリングを行い、事業候補者を選定する。
- ・ 審査基準に照らして総合的に判断し、最も適当であると認められる応募者を選定する。また、それに準ずると認められる者がいるときは、補欠とし、選定された事業者が何らかの事由により事業実施が困難となった場合に事業候補者とする。

⑥ 選定会議の開催日時

令和 8 年 9 月下旬に実施する予定。日時等は、応募者に改めて通知する。

⑦ 審査結果の通知方法

審査結果は、全申込者へ自己の結果のみを郵送にて通知する。

（令和 8 年 1 0 月中旬までに発送予定）

⑧ 審査結果（選定）に係る留意事項

- ・ 選定会議は、非公開で実施する。
- ・ 応募者が 1 団体であっても選定会議で審査し、適否を判断する。
- ・ 選定結果は応募者に書面で通知するとともに、選定会議の審査結果、事業候補者の名称等を市ホームページで公表する。
- ・ 選定会議への参加に係る費用については、応募者の負担とする。

（2）審査における共通事項について

① 応募書類等の提出に係る事項

- ・ 応募書類のうち任意様式については、原則として A 4 版、縦長、横書きとし、簡潔にまとめること。
- ・ 応募書類は日本語、単位はメートル法を使用し、平面図における部屋面積等については内法及び建築基準法上の面積での併記とすること。
- ・ 関係法令・基準・通知等を承知の上で応募すること。特に事業の人員・設備・運

営に関する各条例、基準、解釈通知について十分理解の上、応募すること。

- ・ 提出期限後の書類の追加提出、差し替え等は受け付けない。なお、必要に応じ、市から追加資料等の提出を求めた場合は、この限りではない。
- ・ 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・ 応募書類に不備があった場合、審査の対象とならない場合がある。
- ・ 応募書類の提出後、やむを得ない事情により応募を辞退せざるを得ない場合は、「公募申込辞退届」(様式18-1、18-2)で速やかに申し出ること。
- ・ 応募書類の内容に含まれている著作権は応募者に帰属する。ただし、事業候補者の選定結果等の公表で必要な場合には、提出された書類の内容を、市が無断で使用できるものとする。
- ・ 応募書類の内容に含まれている特許権、意匠権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事業に係る責任は、全て応募者が負うこと。
- ・ 応募書類の作成やその他応募に要する費用は応募者の負担とする。
- ・ 応募書類は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の規定により公開することがある。

② 失格事由について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、結果に対する異議申し立ては認めない。

- ・ 所定の期間内に応募書類の全部が提出されなかった場合
- ・ 応募書類に虚偽の記載が判明した場合
- ・ 応募書類が応募要件を満たしていないと認められる場合
- ・ 施設等の土地又は建物が、建築関係法令等に違反することが判明し、改善されない場合
- ・ 応募者又はその関係者が本件公募について、選定会議構成員に対し個別に接触する行為があった場合
- ・ 応募者が破産又は倒産した場合
- ・ その他選定会議において失格と認める場合

8. その他

- (1) 事業候補者選定後の計画内容・施設予定地の変更、利用者の負担が著しく増加するような収支見込みの見直しは、原則として認めない(軽微なものを除く)。
- (2) 事業候補者選定後、実施する各事業及び建築計画について、本市関係課室、大阪

府の指導に従うこと。また、本市関係課室、大阪府の指導により提案内容に変更が生じる場合は、直ちに担当窓口である広域福祉課と協議すること。

(3) 施設の整備、事業の開始（開設）に向けた大阪府、本市その他の関係機関等並びに地域住民等との協議には誠実に対応するとともに、協議に要する費用は、全て事業候補者の負担とする。

(4) 次のいずれかに該当した場合、応募資格又は選定結果を取り消すことがある。その場合において、事業候補者に生じた損害に対しては、市は一切その責めを負わず、市に生じた損害は、事業候補者が賠償するものとする。

- ・ 応募書類の提出又は事業候補者として選定の後に欠格事項に該当することが判明した場合
- ・ 正当な理由なく施設の整備、事業の開始（開設）に向けた手続きを進めない場合
- ・ 各事業に係る指定等又は施設の整備が見込めない場合

9. 担当窓口

〒562-0014

大阪府箕面市萱野5丁目8番1号（箕面市立総合保健福祉センター内）

箕面市 福祉部 広域福祉課（地域密着・総合事業係）

電話番号：072-727-9539（直通）

ファクス：072-727-3539

アドレス：kouikifukusi5@maple.city.minoh.lg.jp